

訪問看護利用契約 重要事項説明書

作成日:2026年8月2日

1. 事業者概要(全社共通)

事業者名	ミモザ株式会社
代表者名	代表取締役 清水 亨
所在地	東京都品川区南品川二丁目2番5号

2. 事業所概要

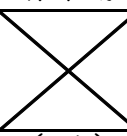
事業所の種類	指定(介護予防)訪問看護事業所
介護保険事業所指定番号	1460590398
事業所名	ミモザ横浜永田東訪問看護ステーション
所在地	神奈川県横浜市南区永田東二丁目23番50号
電話/FAX番号	(電話)045-325-9697/(FAX)045-325-9968
管理者氏名	木村 淑子
事業の目的	利用者に対して可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指し、支援することを目的とします。
事業所の運営方針	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境、他の医療保険サービス又は福祉サービスの利用状況を把握し、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
開設年月日	2023年4月1日
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 通常の事業の実施地域並びに営業日、営業時間及びサービス提供時間

通常の事業の実施地域	横浜市南区、保土ヶ谷区星川町、仏向町、天王町、磯子区岡村、滝頭
営業日	月曜日～土曜日(ただし年末年始12/28～1/3を除く)
営業時間	8:30～17:30(ただし電話等による連絡は24時間可能とする)
サービス提供日	365日(休日は設けない)
サービス提供時間	9:00～18:00(ただし時間外のサービス提供は相談に応じる)

※ 悪天候(大雪、台風など)、地震などにおいてサービス提供が困難な時は、サービス提供を中止する場合があります。

4. 職員体制(主たる職員)

職種	職員(人)		職務内容
	常勤	非常勤	
管理者 (内、看護職員等) (内、併設施設の職務兼務)	1人 (1人) (1人)		看護職員等及び業務の管理を行う。
看護職員等 (内、保健師) (内、看護師) (内、准看護師)	(8人) (0人) (6人) (2人)	(8人) (0人) (6人) (2人)	主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成及び当該計画に基づく看護を行う。

※ 厚生労働省の定める基準を遵守し、指定訪問看護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. サービスおよび利用料等

5-1. 介護保険給付の対象となるサービス

利用者の居宅において、次に掲げるサービスを提供します。

- ① 症状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ カテーテル等の管理
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

5-2. 介護保険給付又は医療保険給付の対象となるサービスの料金

料金は本重要事項説明書の添付書類の通りです。

5-3. 保険の対象とはならない費用

料金は本重要事項説明書の添付書類の通りです。

6. 利用にあたっての留意事項

看護職員の交代を希望される場合には、可能な限り対応致しますので、管理者までご相談ください。

7. 研修

事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。また業務の執行体制についても検証・整備します。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

8. 秘密保持と個人情報の保護

- ・ 事業者は、利用者およびその家族等(以下、「利用者等」といいます。)の秘密保持と個人情報の保護について、次の事項を遵守します。
 - ① 業務上で知り得た利用者等に関する秘密や個人情報を、具体的な方法を定めて保護します。
 - ② 秘密保持については、訪問看護利用契約の履行中だけでなく当該契約終了後も遵守します。
- ・ 事業者は、法令に基づく必要な措置をとるために、以下の場合に利用者等の個人情報を関係者等に開示することがあります。
 - ① 利用者又は第三者の生命・身体・健康・財産に危険がある場合。
 - ② 利用者のあらかじめの書面による同意がある場合。
 - ③ その他利用者等の個人情報を開示する正当な理由がある場合。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

10. 苦情相談窓口並びに苦情処理の体制及び手続き

苦情相談窓口は下記の通りとなります。事業所苦情相談窓口又は本社事業相談窓口の担当者が苦情を受けた場合、当該苦情に関する情報収集を行い、必要に応じて関係者と協議を行います。その結果、対応策の実施が必要となった場合には、速やかに実施します。

事業所苦情相談窓口	木村 淑子 (電話)045-325-9697 8:30～17:30
本社苦情相談窓口	お客様相談室 (電話)03-6712-8110 平日9:00～17:00
外部苦情申立て機関	神奈川県国民健康保険団体連合会 (電話)045-329-3447
	はまふくコール(横浜市コールセンター) (電話)045-263-8084(土日祝日及び12月29日から1月3日は除く)
	南区役所高齢・障害支援課 (電話)045-341-1138 平日9:00～17:00
	保土ヶ谷区役所高齢・障害支援課 (電話)045-334-6394 平日9:00～17:00
	磯子区役所高齢・障害支援課 (電話)045-750-2494 平日9:00～17:00

11. 緊急時における対応

- ・ 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の緊急連絡先に連絡し、救急指定病院へ搬送する等の処置を講じます。
- ・ 上記の緊急事態が生じたとき、看護職員がいる場合にあっては、当該看護職員が必要に応じて臨時応急の手当てを行います。

12. 事故発生時における対応

- ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 事業者は上記の事故の状況及び事故の際にとった措置について記録します。
- ・ 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

重要事項説明書の添付書類

- 介護保険の基本報酬
- 介護保険の加算報酬
- 介護保険での各種加算の説明
- 保険の対象とはならない費用一覧

(以下余白)

緊急連絡先及び主治医

緊急連絡先①

氏名 _____

間柄 _____

住所 _____

電話 _____

緊急連絡先②

氏名 _____

間柄 _____

住所 _____

電話 _____

主治医

病院名 _____

主治医氏名 _____

住所 _____

電話 _____

(事業者)

当事業者は重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容および重要事項の説明をしました。

事業所名 ミモザ横浜永田東訪問看護ステーション

住所 神奈川県横浜市南区永田東二丁目23番50号

説明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者名 _____

(利用者)

私は本書面の交付と説明を受け、重要事項説明書及びその添付書類の内容に同意いたします。

住所 _____

氏名 _____

(署名代行者(利用者の署名を代筆した場合))

利用者は、心身の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

住所※I _____

氏名 _____ (本人との関係: _____)

※I 住所は、利用者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。

(家族の代表または利用者代理人(代理人がいる場合))

住所※I _____

氏名 _____ (本人との関係: _____)

※I 住所は、利用者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。

介護保険の基本報酬(2026年6月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	11.12円

②基本料金

(訪問看護)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
20分未満	314	350 円	699 円	1,048 円	
30分未満	471	524 円	1,048 円	1,572 円	
30分以上1時間未満	823	916 円	1,831 円	2,746 円	
1時間以上1時間30分未満	1,128	1,255 円	2,509 円	3,763 円	
理学療法士等	294	327 円	654 円	981 円	1回につき
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	2,961	3,293 円	6,586 円	9,878 円	1月につき

(介護予防訪問看護)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
20分未満	303	337 円	674 円	1,011 円	
30分未満	451	502 円	1,003 円	1,505 円	
30分以上1時間未満	794	883 円	1,766 円	2,649 円	
1時間以上1時間30分未満	1,090	1,212 円	2,424 円	3,636 円	
理学療法士等	284	316 円	632 円	948 円	1回につき

※ 20分未満の区分の算定は、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えており、かつ、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上行っている場合に限り、算定する場合がある。

※ 准看護師による訪問の場合の単位数は、上記の各時間区分における単位数の90%となる。

※ 理学療法士等(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)が1日に3回以上実施した場合、訪問看護の単位数は90%、介護予防訪問看護の単位数は50%となる。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2021年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(10割、9割又は8割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2026年6月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	11.12円

②各種加算(基本1回につき)

加算の名称		単位数	自己負担			備考
			(1割)	(2割)	(3割)	
複数名訪問看護(I)	30分未満	254	283 円	565 円	848 円	
	30分以上	402	447 円	894 円	1,341 円	
複数名訪問看護(II)	30分未満	201	224 円	447 円	671 円	
	30分以上	317	353 円	705 円	1,058 円	
長時間訪問看護加算		300	334 円	668 円	1,001 円	
緊急時訪問看護加算(II)		574	639 円	1,277 円	1,915 円	1月につき
特別管理加算(I)		500	556 円	1,112 円	1,668 円	1月につき
特別管理加算(II)		250	278 円	556 円	834 円	1月につき
ターミナルケア加算		2,500	2,780 円	5,560 円	8,340 円	死亡月
初回加算(I)		350	390 円	779 円	1,168 円	1月につき
初回加算(II)		300	334 円	668 円	1,001 円	1月につき
退院時共同指導加算		600	668 円	1,335 円	2,002 円	1回又は2回
夜間・早朝加算		所定単位数の25%を所定単位数に加算。				
深夜加算		所定単位数の50%を所定単位数に加算。				
同一敷地内建物減算(20人以上)		所定単位数の90%を算定。				
同一敷地内建物減算(50人以上)		所定単位数の85%を算定。				
介護職員等処遇改善加算		1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.8%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2021年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 緊急時訪問看護加算及びターミナルケア加算は、要介護者のみです。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(10割、9割又は8割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険での各種加算の説明(2026年6月1日以降)

加算等の名称	加算等の説明
複数名訪問加算(I)	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合(1回につき)
複数名訪問加算(II)	1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に訪問する場合(1回につき)
長時間訪問看護加算	保健師、看護師又は准看護師によって、特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引続き訪問看護を行う場合であって、当該訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合(1回につき)
緊急時訪問看護加算(II)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等から電話等により24時間対応できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合(1月当たり)
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合(1月当たり)。利用者の状態に応じて(I)又は(II)を算定する。
ターミナルケア加算	利用者について24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行う体制を整備する。さらに、主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得る。 これらを行ったうえで、在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(利用者が末期の悪性腫瘍等の場合は1日)以上ターミナルケアを行った場合(死亡月に算定)
初回加算(I)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に初回の訪問看護を行った場合(1月につき)
初回加算(II)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合(1月につき)
退院時共同指導加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護を行った場合(退院又は退所につき1回。特別な管理を必要とする利用者については2回。)。初回加算を算定する場合には算定しない。
夜間・早朝加算	夜間(18時から22時)又は早朝(6時から8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	深夜(22時から翌日6時まで)に訪問看護を行った場合
同一敷地内建物減算(20人以上)	同一敷地内建物等に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物当を除く。)に居住する利用者に訪問看護を行った場合。
同一敷地内建物減算(50人以上)	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合。

加算等の名称	加算等の説明
介護職員等処遇改善加算	職場環境の改善、研修の実施及び賃金体系等の整備等、又は生産性向上や協同化の取組を通じて看護職員等の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

医療保険の基本報酬(2026年6月1日以降)

訪問看護療養費

項目			利用料金	自己負担		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費I	週3日まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		准	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
訪問看護基本療養費II (同一日に2人まで)	週4日以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		准	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
訪問看護基本療養費II (同一日に3人以上)	週3日まで		2,780 円	278 円	556 円	834 円
		准	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	週4日以降		3,280 円	328 円	656 円	984 円
		准	3,030 円	303 円	606 円	909 円
訪問看護基本療養費III	1日につき		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
精神科訪問看護基本療養費I	30分以上 週3日まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		准	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	30分未満 週3日まで		4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		准	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
精神科訪問看護基本療養費III (同一日に2人まで)	30分以上 週4日以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		准	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	30分未満 週4日以降		5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
		准	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
精神科訪問看護基本療養費III (同一日に3人以上)	30分以上 週3日まで		2,780 円	278 円	556 円	834 円
		准	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	30分未満 週3日まで		2,130 円	213 円	426 円	639 円
		准	1,940 円	194 円	388 円	582 円
	30分以上 週4日以降		3,280 円	328 円	656 円	984 円
		准	3,030 円	303 円	606 円	909 円
精神科訪問看護基本療養費IV	30分未満 週4日以降		2,550 円	255 円	510 円	765 円
		准	2,360 円	236 円	472 円	708 円
精神科訪問看護基本療養費IV	入院中1～2回		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費	月の初日		7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	月の2日目以降		3,010 円	301 円	602 円	903 円
訪問看護情報提供療養費	月1回		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費I	死亡月1回		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費II	死亡月1回		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

※ 高額療養費が現物支給されるなど、利用者負担に限度額がある場合、月途中で限度額を超えた以降は、その月内は利用料を徴収しない。

(以下余白)

医療保険の加算報酬(2026年6月1日以降)

医療保険の各種加算

項目		利用料金	自己負担		
			1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	2回/日訪問	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	3回/日以上訪問	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算	1日当たり	2,650 円	265 円	530 円	795 円
長時間訪問看護加算	1日/週	2,650 円	265 円	530 円	795 円
複数名訪問看護加算	看護師2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師と准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護師と看護補助者等	3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
精神科緊急訪問看護加算	1日当たり	2,650 円	265 円	530 円	795 円
長時間精神科訪問看護加算	1日/週	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名精神科訪問看護加算	看護師2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師と准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護師と看護補助者等	3,000 円	300 円	600 円	900 円
精神科複数回訪問加算	2回/日訪問	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	3回/日以上訪問	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
24時間対応体制加算	1回につき	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
特別管理加算	1月当たり	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	(重症度が高い)1月	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
退院時共同指導加算	初日の訪問日	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
退院支援指導加算	退院日翌日以降訪問日	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算	1回当たり	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回当たり	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500 円	250 円	500 円	750 円

※ 高額療養費が現物支給されるなど、利用者負担に限度額がある場合、月途中で限度額を超えた以降は、その月内は利用料を徴収しない。

(以下余白)

医療保険での各種加算の説明(2026年6月1日以降)

加算等の名称	加算等の説明
難病等複数回訪問加算	難病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問看護を実施した場合
緊急訪問看護加算	訪問看護計画に基づき実施する定期的な訪問看護以外に、利用者又は家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示(診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示に限る。)により、看護職員等が訪問看護をした場合(1日につき1回に)
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回(15歳未満の超重症児又は準超重症児及び15歳未満の小児であって特定の者においては週3回)に限り加算
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める、同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対して、同時に2人の看護職員の同行、又は同時に1人の看護職員と1人の看護補助者との同行による訪問看護を実施した場合、1人の利用者に対して週1回に
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時から22時まで)又は早朝(6時から8時まで)に訪問看護を行った場合
深夜訪問看護加算	深夜(22時から翌日6時まで)に訪問看護を行った場合
精神科緊急訪問看護加算	訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外に、利用者又は家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示(診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示に限る。)により、看護職員等が訪問看護をした場合(1日につき1回に限
長時間精神科訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の精神科訪問看護を要する者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回(15歳未満の超重症児又は準超重症児及び15歳未満の小児であって特定の者においては週3回)に限り加算
複数名精神科訪問看護加算	同時に保健師又は看護師と保健師等(保健師、看護師、准看護師又は作業療法士)、看護補助者又は精神保健福祉士との同行による訪問看護を実施した場合(30分未満の場合を除く。)、1日当たりの回数に応じて加算。ただし、看護補助者又は精神保健福祉士が同行する場合には、週1回に限り加算。
精神科複数回訪問加算	精神科在宅患者支援管理費を算定する利用者に対して、1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合であって、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合に、看護職員等が訪問看護を受けようとする者に対して当該体制にある旨を説明し、その同意を得た場合に、月1回

加算等の名称	加算等の説明
特別管理加算	厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を行うにつき、当該利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制が整備されている場合に、当該利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算
退院時共同指導加算	訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保健医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中等である場合において、その退院等に当たって、看護職員等(准看護師を除く。)が、当該主治医又はその所属する保健医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院の職員とともに、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り加算。ただし厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、複数日に指導を実施した場合に限り、2回に限り
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に対して、保健医療機関から退院するに当たって、看護職員等(准看護師を除く。)が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定。ただし当該者が退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合においては、死亡若しくは再入院日に算定。
在宅患者連携指導加算	在宅での療養を行っている利用者の診療情報等を、当該利用者の診療等を担う保健医療機関等の医療関係職種間で文書等により共有し、それぞれの職種が当該診療情報等を踏まえ診療等を行う取組に対して加算(当該利用者の診療を担う保健医療機関の主治医との間のみで診療情報等を共有し、訪問看護を行った場合は算定できない。)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、当該利用者に対する診療等を行う医療関係職種等が一同に会しカンファレンスを行うことにより、より適切な診療方針を立てること及び当該カンファレンスの参加者の間で診療方針の変更等の的確な情報共有を可能にする取組を評価。カンファレンスで共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り加算。
看護・介護職員連携強化加算	看護師又は准看護師が、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう若しくは腸ろうにより経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、介護職員等が実施する医師の指示の下に行われる行為の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合に加

保険の対象とはならない費用一覧(2026年6月1日以降)

名称	内容	備考
キャンセル料	訪問予定日の前日までに事業所へ中止の連絡を行わなかった場合は、1回当たり1,500円のキャンセル料を頂く場合があります。	
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の居宅には、公共交通機関又は自動車を利用して訪問するものとし、通常の事業の実施地域を越えた地点から、公共交通機関を利用した場合はその実費、自動車を利用した場合は片道1kmあたり30円を徴収します。	
長時間訪問看護料金	90分を超えた場合に、30分ごとに2,000円徴収します。ただし長時間訪問看護料金を各種加算において算定する場合は、この限りではありません。	
死後の措置	在宅で利用者が亡くなった際に、家族が死後の処置を希望した場合、15,000円で死後の措置を行います。	
利用者の希望により提供される訪問看護等	利用者の希望により訪問看護等を提供する場合は、30分につき4,000円を徴収します。	

(以下余白)